

令和7年第5回（9月）筑紫野市議会定例会
第2回決算審査特別委員会

○日 時

令和7年9月2日（火）午前10時35分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（22名）

委員長	横尾秋洋	副委員長	西村和子
委員	田中允	委員	辻本美恵子
委員	上村和男	委員	赤司泰一
委員	高原良視	委員	原口政信
委員	白石卓也	委員	宮崎吉弘
委員	山本加奈子	委員	八尋一男
委員	城健二	委員	古賀新悟
委員	坂口勝彦	委員	段下季一郎
委員	前田倫宏	委員	檜木孝一
委員	佐々木忠孝	委員	吉村陽一
委員	赤司祥一	委員	春口茜

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（0名）

○出席説明員（10名）

総務部長	嵯峨栄二	財政課長	高木伸泰
財政担当係長	尾形基貴	財政担当主任	本田潤平
企画政策部長	宗貞繁昭	会計課長	檜木理恵
出納担当係長	荒井健治	市民生活部長	杉村真子
収納課長	倉掛伸夫	収納担当係長	吉田聡子

○出席事務局職員（3名）

局長	荒金達	課長	高木美智子
主事	井形光介		

開会 午前10時35分

○委員長（横尾秋洋君） それでは、委員おそろいですので、ただいまから、第2回決算審査特別委員会を開会いたします。

まず、議題の1、委員席の指定についてでございます。会議に先立ち、各委員の席を決定する必要があります。もしよろしければ、現在、御着席の席を各委員の席として指定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしとのことですので、委員席については現在の着席のとおり指定いたします。

議題2、委員会の審査日程についてです。資料1を見てください。事務局から説明してください。

○議会事務局主事（井形光介君） 資料1に9月定例会における決算審査特別委員会の審査日程案を掲載しております。

日程の説明を行います。

本日、先ほど第1回決算審査特別委員会で正副委員長の互選を行いました。そして、現在行っております第2回決算審査特別委員会で審査日程を決定した後、財政課から決算概要、会計課から基金状況、収納課から収納状況についての説明を受け、資料要求事項の決定を行います。今後、9月9日の13時に要求した決算審査資料をSide Booksに掲載する予定としております。そして、翌日9月10日の午前10時から第3回委員会を開く予定としております。この委員会で集中審査事項の抽出を行います。

続いて、9月12日、16日、17日、18日についてですが、まず、集中審査の日程を決定した後、各課集中審査を総務市民常任委員会所管分、文教福祉常任委員会所管分、建設環境常任委員会所管分の順序で行います。各課集中審査が終了した後、委員会で討論、採決を行うこととしております。

なお、委員会の開始時刻については、この後、委員会で決定していただくこととしております。

資料1についての説明は以上です。

○委員長（横尾秋洋君） この審査日程に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 御異議なしとのことですので、資料1のとおり審査日程を決定いたしました。

続きまして、議題3、令和6年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の審査についてに移ります。

初めに、決算概要について財政課から説明をお願いいたします。

まずは総務部長がお見えですので、御挨拶と職員の紹介をしていただきまして、説明に入っていただきたいと思います。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） おはようございます。総務部、嵯峨と申します。

令和6年度決算審査、どうぞよろしく願いいたします。

一般会計における決算額につきましては、歳入決算総額約427億円、歳出決算額約417億円、繰越財源を除きますと約9億6,000万円の黒字となっております。

令和6年度の事業執行につきましては、昨年の予算審査常任委員会での議論を踏まえ取り組んできたことに加えまして、物価高騰対策では6回もの補正予算を編成させていただきながら事業を実施してまいりました。実施に当たっては国等の財源を活用するとともに、市税や地方交付税等の一般財源が増加したため、前述の黒字とともに基金の増加等にも寄与する結果になっているのではないかと考えております。

今後とも、決算審査の議論を踏まえながら、人手不足や物価上昇などの社会情勢を注視し、第四次財政計画や第七次総合計画の目標達成に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、出席職員、紹介させていただきます。

財政課長の高木でございます。

○財政課長（高木伸泰君） 高木でございます。よろしく願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当係長の尾形でございます。

○財政担当係長（尾形基貴君） 尾形と申します。よろしく願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 財政担当主任、本田でございます。

○財政担当主任（本田潤平君） 本田でございます。よろしく願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、課長のほうから説明願います。

○財政課長（高木伸泰君） それでは、令和6年度における一般会計の決算概要について

御説明をさせていただきます。

まず、決算書の説明をいたします。本会議フォルダの中の3番、歳入歳出決算書（令和6年度）こちらのファイルをお開きください。通知も同時に行っております。こちら4ページを御覧ください。

まず初めに、議決科目であります款項の決算額を見ていただきたいと思います。まずは歳入からとなりますが、1款の市税には市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税がございます。左から5列目となりますが、この市税の収入済額につきましては、145億2,269万21円、続く右側の不納欠損額につきましては2,373万6,090円、収入未済額は3億9,878万5,459円となっております。

続く2款の地方譲与税でございます。地方譲与税には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税がございます。こちらの収入済額につきましては2億6,815万3,000円となっております。

続く3款の利子割交付金でございます。この利子割交付金とは、金融機関から利子の支払いを受ける際に課税された税の一部が交付されるものでございます。収入済額としましては、541万3,000円となっております。

続く4款の配当割交付金でございます。この配当割交付金とは、株式の配当に対して納められた税を基に交付されるものでございます。収入済額は1億1,174万8,000円となっております。

続く5款の株式等譲渡所得割交付金でございます。これは株式の譲渡に対して納められた税を基に交付されるものでございます。収入済額は1億5,708万9,000円となっております。

続く6款の法人事業税交付金でございます。これは、法人事業税の一部が交付されるものでございます。収入済額は2億2,233万9,000円となっております。

続いて、めくっていただき、6ページを御覧ください。

7款は地方消費税交付金でございます。これは地方消費税の一部を財源としまして、人口、従業員数に応じて交付されるものでございます。収入済額は25億956万3,000円でございます。

続く8款はゴルフ場利用税交付金でございます。これはゴルフ場利用の際にかかる税を基に交付されるものでございます。収入済額は5,043万9,378円でございます。

続く9款は環境性能割交付金でございます。こちらは普通自動車などを取得する際に県

税がかかりますけれども、その税を基に交付されるものでございます。収入済額は4,846万9,000円でございます。

続く10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金でございます。これは自衛隊基地などの国の施設がある市町村に交付されるものでございます。本市には桜谷射撃場が山家でございますので、その分で交付を受けておるところでございます。収入済額としましては154万2,000円となっております。

続く11款の地方特例交付金でございます。1項の地方特例交付金については、住宅借入金特別控除の実施によるもの、これに加え、令和6年度の定額減税の実施による個人住民税の減収を補填するために交付をされるものでございます。2項の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、先端設備などを導入する中小企業者を対象とした固定資産税の減免に際して、その減収分を補填するものとして交付されるものでございます。この11款の収入済額は6億4,936万9,000円となっております。

続く12款の地方交付税でございます。種類としましては、普通交付税と特別交付税がございますが、収入済額は52億1,942万2,000円となっております。

続く13款の交通安全対策特別交付金でございます。こちらは道路交通法による反則金を財源として交付されるものでございます。収入済額は1,435万4,000円となっております。

続く14款は、分担金及び負担金でございます。収入済額は3億6,998万4,107円、収入未済額は1,281万6,400円となっておりますが、この主なものについては保育料でございます。

続きまして、15款は使用料及び手数料でございます。収入済額は5億4,219万7,222円、収入未済額は2,266万4,435円でございますが、この主なものは市営住宅使用料でございます。

続いて、めくっていただき、8ページを御覧ください。

16款の国庫支出金でございますが、収入済額は99億5,633万2,419円となっております。

続く17款の県支出金でございます。収入済額は36億2,164万8,441円となっております。

続く18款の財産収入には財産運用収入や財産売払収入が含まれますが、収入済額は1億6,844万5,409円となっております。

続く19款の寄附金は9億6,335万6,035円、20款の繰入金は9億3,974万8,559円、21款の繰越金につきましては14億7,470万7,742円となっております。

続きまして、22款の諸収入には延滞金加算金や過料、貸付金の元利収入、雑入、受託事業収入が含まれます。この諸収入の収入済額は8億4,503万7,326円、収入未済額は2億

4,049万334円でございますが、この主なものは生活保護費の返還金でございます。

めくっていただきまして、10ページを御覧ください。23款の市債でございますが、収入済額は8,450万円となっております。

以上、歳入の合計としましては、収入済額は427億4,654万7,659円、不納欠損額は3,338万293円、収入未済額は6億7,475万6,628円となっております。

それでは、12ページを御覧ください。このページからは歳出に関するものとなっております。

まず、1款の議会費でございますが、左から4列目になります。支出済額と書いてあるところ、こちらに関しましては、2億7,975万3,532円、不用額としましては572万468円となっております。

続く2款の総務費につきましては、支出済額が70億7,361万8,208円、不用額としましては1億5,119万1,792円となっております。

続く3款が民生費でございます。内容としましては、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費でございます。この民生費の支出済額につきましては198億427万9,242円、翌年度繰越額、これは具体的には令和6年度から7年度へ繰越分でございますが、これが856万9,000円、不用額は4億6,910万758円でございます。

続く4款の衛生費でございます。支出済額は33億5,570万6,760円、不用額は1億8,292万2,240円となっております。

続く5款の農林水産業費でございます。内容としましては、農業費と次ページにかけて林業費となっております。支出済額は4億8,106万4,756円、翌年度繰越額は1億1,462万円、不用額は2,276万4,244円となっております。

14ページに移りまして、次の6款は商工費でございます。支出済額は5億3,611万8,206円、不用額としましては423万6,794円でございます。

続く7款は土木費でございます。内容としましては、土木管理費、道路橋梁費、河川費、都市計画費、下水道費、住宅費となっております。支出済額としましては17億5,476万6,414円、不用額は4,711万5,586円となっております。

続きまして、8款の消防費でございます。支出済額は11億8,476万7,366円、不用額は212万9,634円でございます。

続く9款の教育費につきましては、教育総務費、小学校費、中学校費、共同調理場費などとなっております。支出済額としましては44億5,016万8,170円、翌年度繰越額は1億

752万2,000円、不用額は1億8,194万2,830円となっております。

続く10款は災害復旧費でございます。支出済額は9,233万991円、不用額は6,978万6,009円となっております。

めくって16ページに移っていただきまして、次の11款は公債費でございます。支出済額は27億1,512万9,630円、不用額は502万3,370円となっております。

続く12款の予備費の支出済額はゼロとなっており、不用額は2,413万円となっております。

以上、歳出の合計といたしましては、支出済額は417億2,770万3,275円、翌年度への繰越額は2億3,071万1,000円、不用額は11億6,606万3,725円となっております。

続いて、18ページを御覧ください。こちらには令和6年度一般会計における歳入歳出のそれぞれの合計額について円単位で改めて記載をしております。

歳入の合計額としましては427億4,654万7,659円、歳出合計額は417億2,770万3,275円、歳入歳出の差引残額としましては10億1,884万4,384円、翌年度へ繰越すべき財源が6,099万2,000円となっております。

次の19ページ以降につきましては、事項別の明細書となっておりますので、さきに見ていただきました款項の明細となっております。

一旦このファイルを閉じていただきまして、次に、決算審査特別委員会のフォルダの中の「1番、歳入歳出決算状況」こちら通知を出しておりますが、こちらのファイルをお開きください。「令和6年度筑紫野市一般会計決算審査特別委員会説明資料」、下に「歳入歳出決算状況」と書いておる資料でございます。こちらでは前年数値と比較をしながら決算内容について説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思っております。ページ左側につきましては一般会計歳入歳出決算状況となっております。この資料につきましては1,000円単位でまとめさせていただいております。

まず、上段の部分になりますが、繰り返しになりますが、収入額は427億4,654万8,000円、支出額が417億2,770万3,000円、収支差引額が10億1,884万4,000円、実質収支額が9億5,785万2,000円となっております。なお、括弧書きの数値につきましては昨年度の数値となっております。

では、次に歳入の決算状況についてでございます。

このページの真ん中に円グラフを記載させていただいておりますが、まずはこちらを御

覧ください。歳入に占める自主財源と依存財源の割合を示しております。

まず、ピンク色の自主財源につきましては全体の46.4%を占めております。次に、オレンジ色の依存財源につきましては53.6%という比率となっております。御覧いただきますように、令和6年度においては依存財源が自主財源を上回っているという状況となっております。

次に、下の表を見ていただきますと、まず、ピンク色の自主財源の部分でございます。自主財源には、市税、繰入金・繰越金、使用料及び手数料、諸収入などがございます。自主財源の令和6年度の決算額は198億2,616万6,000円で、前年度比で15億8,339万円の増となっております。自主財源の主なものは市税でございますが、市税の令和6年度の決算額は145億2,269万円で、前年度比で2億3,965万4,000円の増となっております。

では、続いてオレンジ色の依存財源の部分でございます。依存財源には、地方交付税、国県支出金、地方譲与税各種交付金、市債、こういったものがございます。依存財源の令和6年度の決算額は229億2,038万2,000円で、前年度比19億6,005万3,000円の増となっております。依存財源の中でも地方交付税につきましては決算額は52億1,942万2,000円で、前年度比4億297万4,000円の増となっております。

次に、その下の国県支出金についてでございますが、決算額は135億7,798万2,000円で、前年度比9億6,432万4,000円の増となっております。

そして、それらの増減理由を簡潔にまとめたものが、円グラフの上にあります文書の部分でございます。読み上げさせていただきますと、歳入全体としましては、前年度比9.0%、金額にすると35億4,344万3,000円の増加となりました。主な増減内容としましては、市税は個人市民税が減少しましたが、固定資産税などが増加したため1.7%の増、国県支出金は新型コロナウイルス対応臨時交付金などが減少しましたが、物価高騰対応臨時交付金などの増加によりまして7.6%の増、地方譲与税各種交付金などは定額減税減収補填交付金の皆増などにより23.3%の増、繰入金・繰越金は、財政調整基金からの繰入などが増加したため38.4%の増、諸収入などはふるさと応援寄附金などが増加したため39.8%の増加となっている状況でございます。

では、続いてページ右側を御覧ください。

こちらにつきましては、市税の収入状況ということでまとめておりますが、市税については市の主要な財源でございますので、円単位で少し細かく説明をさせていただきます。

では、網かけの部分となります。

まず、個人の市民税につきましては、決算額は55億130万3,279円となり、前年度比で3億4,761万9,192円減少しております。その要因としましては、定額減税の実施によるものでございます。

では、次に法人市民税についてでございます。決算額は8億2,506万5,650円となっており、前年度比で1億3,113万3,198円増加をしております。その要因といたしましては、企業収益の増によるものでございます。

続いて、固定資産税についてでございます。決算額は61億8,029万3,740円となり、前年度比で4億161万4,160円増加をしております。その要因としましては、宅地の税負担の調整措置によるもの及び大型物流施設の事務所・倉庫の新築に伴う家屋及び償却資産の新規課税によるものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、決算額は2億8,150万2,570円となり、前年度比で1,838万9,997円増加をしております。その要因としましては登録台数の増加に伴うものでございます。

次に、たばこ税についてでございます。決算額は6億5,715万4,390円となり、前年度比で523万3,345円減少をしております。その要因としましては、販売本数の減少によるものでございます。

次に、入湯税についてでございます。決算額は995万7,110円となっており、前年度比で349万8,420円増加をしております。その要因としましては、利用者数の増加によるものでございます。

次に、都市計画税についてでございます。決算額は10億5,882万4,382円となり、前年度比で3,786万2,039円増加をしております。その要因としましては、固定資産税と同様、宅地の税負担の調整措置によるものでございます。

これまでが歳入でございまして、次の3ページからは歳出についての説明になります。

めくっていただきまして、ページ左側につきましては、歳出の目的別の決算状況でございます。歳出全体としましては、前年度比10.6%、金額にすると39億9,930万6,000円の増加となっておりますが、歳出を目的別に分類いたしますと、どのような分野にどれぐらいのお金が使われているかを確認することができます。歳入と同様に円グラフや表でまとめさせていただいております。

まず、円グラフを見ていただきますと、毎年のことではございますが、民生費の割合が最も多くなっており、全体の47.5%を占めております。続く2番目が総務費の16.9%、3

番目が教育費の10.7%、続いて、衛生費、公債費、土木費と続いております。

次に、下段の表を見ていただきたいと思います。主なものを御説明しますと、まず、子どもや高齢者、障がい者などの福祉に使われた民生費でございます。令和6年度決算額は198億427万9,000円、前年度比で7億3,488万3,000円の増となっております。その下は、行政の運営や戸籍、税金の徴収などに使われた総務費でございます。決算額は70億7,361万8,000円で、前年度比で22億4,240万円の増となっております。その下は、教育や文化・スポーツなどに使われた教育費でございます。決算額は44億5,016万8,000円で、前年度比9億8,642万5,000円の増となっております。その下は、健康診断や予防接種、ごみ処理などに使われた衛生費でございます。決算額は33億5,570万7,000円で、前年度比で1億5,699万1,000円の増となっております。

歳入と同様に、主な増減理由をまとめた上段の文章の部分を御覧いただきたいと思ます。

まず、民生費についてでございます。住民税非課税世帯への給付金支給事業が10億7,785万5,000円の減少しておりますが、介護給付等事業が5億2,450万9,000円の増、児童手当支給事務事業が2億4,744万5,000円の増、新規事業の令和6年度住民税非課税世帯への給付金支給事業が3億5,261万6,000円の皆増、新たな住民税非課税世帯等への給付金支給事業が2億2,781万1,000円の皆増、児童福祉施設整備事業が3億2,526万5,000円皆増をしております。

次の総務費でございます。市有財産管理事業が1億5,321万4,000円減少しましたが、基金積立事業が10億1,248万7,000円の増、定額減税調整給付金支給事業が9億1,148万円の皆増、ふるさと応援寄附金納付促進事業が1億1,758万2,000円増加をしております。

次の教育費でございます。中学校空調設備整備改修事業が3億1,993万円の皆増、校務支援システム導入事業が2億6,561万4,000円の皆増、共同調理場施設維持管理事業が1億6,301万8,000円の増、文化会館改修事業が1億4,435万6,000円皆増をしております。

次の衛生費につきましては、新型コロナワクチン接種事業が2億3,650万1,000円減少しておりますが、予防接種事業が2億3,835万6,000円の増、清掃施設組合負担金事業が2億307万6,000円増加をしております。

続いて、ページ右側をお開きください。

同じく歳出についての説明となりますが、このページは性質別に分類した場合の資料となっております。歳出を性質別に分類いたしますと、大きくは義務的経費、投資的経費、

その他の経費に分けられます。義務的経費については、扶助費、人件費、公債費がございます。投資的経費には、普通建設事業、災害復旧事業がございます。その他の経費としましては、補助費や物件費、維持補修費などがございます。

同じように円グラフをつけておりますけれども、そちらを御覧いただきたいと思っております。

まず青色の義務的経費につきましては、全体の53.1%を占めております。次に緑色のその他の経費が全体の40.8%、オレンジ色の投資的経費が全体の6.1%を占めております。

次に下段の表を見ていただきますと、青色の義務的経費の令和6年度決算額が221億8,123万3,000円で、前年度比6億3,617万8,000円の増となっております。この義務的経費の中でも、生活保護費や高齢者・障がい者への給付費といった扶助費が前年度比で2億1,626万9,000円の増、職員の給与や議員の報酬といった人件費が前年度比で6億333万1,000円の増となっており、義務的経費が増加した主な要因となっております。

次に、オレンジ色の投資的経費につきましては、決算額25億3,362万4,000円で、前年度比5億8,002万4,000円の増、続いて、緑色のその他の経費につきましては、決算額170億1,284万6,000円で、前年度比27億8,310万4,000円の増となっております。

先ほどと同様に、主な増減理由をまとめた文書の部分を読み上げさせていただきます。

まず義務的経費につきましては、前年度比で3.0%の増加となっております。内容としましては、扶助費は住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金等が10億6,099万円の皆減となりましたが、令和6年度非課税世帯への物価高騰支援給付金が3億4,696万円の皆増、介護給付費等が2億7,668万3,000円の増加、新たな非課税世帯等への物価高騰支援給付金が2億2,360万円の皆増となっております。人件費につきましても、人事院勧告に基づく職員給の増、会計年度任用職員の勤勉手当が皆増したことが主な要因でございます。

次に投資的経費でございますが、前年度比で29.7%増加をしております。内容としましては、市有財産管理事業費が1億5,618万円皆減をしておりますが、児童福祉施設整備事業費が3億2,526万5,000円の皆増、中学校空調設備整備改修事業費が3億1,993万円皆増したことが主な要因でございます。

次に、その他の経費につきましては、前年度比で19.6%増加をしております。内容としましては、補助費などにつきましては、定額減税調整給付金が8億8,489万円の皆増となっていること、物件費につきましては、校務支援システム導入業務委託料が2億6,561万4,000円の皆増、ふるさと応援寄附金納付促進事業受付配送業務委託料が1億1,253万1,000円の増加となっていること、その他につきましては、積立金が10億1,343万8,000円の増加

となっていることが主な要因でございます。

こちらのファイルを閉じていただきまして、次に決算認定資料の説明に移らせていただきます。

また通知を行います。本会議フォルダの中の「4番、決算認定資料（令和6年度）」と書かれたファイルをお開きください。こちらの4ページとなります。

4ページから6ページにかけて、令和6年度の決算の概要をまとめております。ページ1番上に括弧書きで普通会計と書いておりますが、国の地方財政状況調査においては、普通会計で算出することとなっております。また、財政力指数や経常収支比率といった財政指標につきましても普通会計で算出ようになっておりますので、この概要につきましては普通会計で記載をしております。

それでは、上段の総括の部分を御覧いただきたいと思っております。

まず、筑紫野市における普通会計についてですが、普通会計とは、一般会計に住宅新築資金等貸付事業と奨学資金貸与事業特別会計を加えたものとなっております。普通会計における歳入総額は427億5,749万4,000円、歳出総額は417億3,599万7,000円で、歳入歳出差引後の形式収支につきましては、10億2,149万7,000円の黒字となっております。翌年度へ繰り越すべき財源である6,099万2,000円を差し引くと、実質収支につきましては9億6,050万5,000円の黒字となっております。この実質収支につきましては、前年度までの剰余金が含まれておりますので、前年度の実質収支であります13億9,443万8,000円を差し引きますと、単年度収支は4億3,393万3,000円の赤字となっておりますが、これに黒字要素である財政調整基金への積立金7億135万7,000円及び公債費繰上償還金4億3,059万6,000円、赤字要素であります財政調整基金繰入金8億8,120万2,000円を加えた実質単年度収支は、1億8,318万2,000円の赤字となっております。

次に、主な財政指標の状況と書いている部分を御覧ください。

まず財政力指数の状況でございます。この指標につきましては、自治体の標準的な収入で合理的に行政運営を行った場合に、どの程度、必要経費が賄えるかを測定する指標でございます。これは1に近く、さらに1を超えるほど財源に余裕があるとされております。令和6年度の財政力指数につきましては0.742となっております。給与改定費の増加に伴う基準財政需要額の増などによりまして、前年度と比べますと0.004ポイント減少をしております。

次に、経常収支比率の状況でございます。この指標は財政構造の弾力性を測定する指標

でございます。この比率につきましては、低いほど財政構造が弾力性に富んでいるとされております。令和6年度の経常収支比率は88.1%となっておりますが、人件費、物件費、扶助費の経常的な経費に充てる一般財源の増などによりまして、前年度と比べますと0.4ポイント増加をしているところでございます。

次のページに移りまして、財政健全化法による四つの健全化判断比率についてでございますが、このページでは簡潔に要点をまとめております。こちらの比率の内容につきましては、後ほど別の資料を使って詳しく説明をしますので、飛ばしまして、次の6ページをお開きいただきたいと思います。

このページでは、これまで申し上げてまいりました歳入歳出決算額や財政力指数、経常収支比率といった主な財政指標の直近の3年間の推移を一覧表としてまとめております。

次の右側の7ページから9ページにかけては、歳入の状況でございます。

続く10ページから12ページにかけては、歳出の目的別の状況、続く13ページから15ページにかけては、歳出の性質別の状況について記載をしておりますが、これらにつきましては普通会計ベースの内容となっており、先ほど御説明したものとほとんど重複をいたしますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、16ページをお開きください。これまで主要な財政指標ということで幾つか指標を見ていただきましたが、その他の指標についても、ここで確認をしてみたいと思います。

こちら決算カードと呼ばれるものになります。ちょっと見にくいので拡大をしていただいて、表が大まかに5列に分かれている中で右から2列目、また、上から3列目に標準財政規模と書いている部分があるかと思います。この標準財政規模は、計算式としては普通交付税に標準税収入額、さらに臨時財政対策債発行可能額を合計したもので算出されます。これで計算をいたしますと、令和6年度の標準財政規模は、216億5,615万円となっております。

次に、その下段の税収入状況でございます。これは現年課税分でございますが、調定済額としましては144億8,682万1,000円、収入済額が143億8,750万8,000円でございますので、現年度の徴収率としましては99.3%となっております。

次にこの右上の上から3行目の積立金の現在高を御覧ください。財政調整基金、減債基金、その他ということで内訳は表示されておりますが、合計としまして、令和6年度の積立金現在高は201億7,303万1,000円となっております。

その下段の地方債現在高についてでございます。内訳は記載のとおりですが、多くは政府資金となっております。地方債の現在高としましては、179億4,401万1,000円となっております。

続いて、左の17ページを御覧ください。ここでは、各会計の歳入歳出決算の総括表ということで1枚にまとめさせていただいております。さきに申し上げました決算書の数値につきましては、このページの上段でございます一般会計の部分に記載をしております。なお、参考としまして、各特別会計の決算数値もこのページの中に記載をさせていただいております。

では続きまして、18ページをお開きください。ここからは決算の推移を載せた資料となっております。

右側の19ページを御覧ください。このページは決算収支の状況、経常収支比率の状況となりますが、それぞれ令和2年度からの推移を改めて掲載をしております。

めくって20ページから次、右側のページにかけて経常収支の状況となりますが、収入の状況について令和元年度からの推移を掲載しておるものでございます。

めくっていただき、22ページから次のページにかけましても支出の状況について、同じく令和元年度からの推移を掲載をしております。

めくって、それでは24ページをお開きください。このページは税収入の状況でございます。それぞれ令和4年度から令和6年度まで、3年間の調定済額、収入済額、そして徴収率を掲載しております。このページの下から3行目の合計の部分でございますが、令和6年度の調定済額につきましては149億4,521万2,000円、収入済額は145億2,269万円となっており、徴収率は97.2%となっております。先ほどのページでは現年度の徴収率を申し上げましたが、このページの部分は滞納分を含んでおりますので、全体で97.2%ということになっております。令和6年度の徴収率につきましては、これまでと比べても向上している状況でございます。

続いて、右側の25ページを御覧ください。このページにつきましては、目的別支出の状況でございます。おおむね決算書と同じ並びになっておりますが、議会費から始まり、総務費、民生費という形で、それぞれ令和2年度から令和6年度までの、こちらは普通会計における決算額を載せております。

ここで、上から3行目の民生費の部分を見ていただきたいと思います。令和2年度の約159億円から始まりまして、令和3年度が192億円、次が182、190、197億円と、コロナ

や物価高騰関連事業の影響もございますが、民生費につきましては例年増加傾向にある状況となっております。

では続いて、めくって26ページをお開きください。このページにつきましては、性質別で見た場合の人件費の状況ということでまとめております。令和2年度から令和6年度までの人件費をそれぞれ区分ごとに細かくお示しさせていただいております。

人件費の総額としましては、下から7行目の合計Cと書いている部分がございます。こちら、その右端を見ていただきますと、令和6年度の決算額は54億4,189万4,000円で、前年度比で12.5%の増となっている状況でございます。その主な要因としましては、上から4行目になりますが、4の職員給の欄、こちらの増によるものでございます。前年度比で12.0%の増、金額にすると約3億6,000万円の増となっております。こちらにつきましては、その3行下の①給料やその約10行下の⑦期末勤勉の欄、こちらにおいて、人事院勧告に伴う引上げが行われたためでございます。

では続いて、右側の27ページに移りまして、物件費の状況でございます。物件費には、この表に記載をしておりますが、旅費、交際費、消耗品などの需用費、役務費、備品購入、委託料などが含まれております。

同じく、令和2年度から令和6年度までの状況を区分ごとに掲載させていただいております。表の中ほどに、上から8行目になります。「計」と書いている部分があると思いますが、右端を見ていただきますと、令和6年度の決算額は54億38万2,000円で、前年度比18.3%の増となっております。その主な要因としましては、その2つ上の行にある6の委託料が21.9%増加をしておりますが、校務支援システム導入委託料の皆増などによるものでございます。

では、続きまして28ページをお開きください。補助費等の状況でございます。補助費等についても同様に、令和2年度から6年度までの状況を掲載させていただいております。表の中ほどになりますが、上から7行目に「計」と書いてある部分があるかと思えます。補助費の令和6年度の決算額は47億7,208万円で、前年度比27.9%の増となっております。この主な要因としましては、この二つ上の行となります2の補助交付金が75.3%増加しておりますが、定額減税調整給付金の皆増などによるものでございます。

その右側の29ページにつきましては、単独で行う補助交付金について掲載をさせていただいておりますが、これにつきましては後ほど別の資料を使って御説明させていただきますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

それでは、めくって30ページをお開きいただきたいと思います。このページは地方債の状況ということで、令和6年度における市債の借入状況をまとめた資料となっております。それぞれの区分ごとに借入額、借入先、借入年月日、借入利率、償還期間などを一覧表としてまとめております。

このページの一番下の合計の部分でございます。令和6年度の借入額の合計は8,450万円となっております。

では、続きまして31ページ右側を見ていただきたいと思います。このページは市債借入先別、利率別現在高の状況ということで、借入先ごとに現在高と借入利率別の内訳を一覧表としてまとめております。

拡大いただきまして、利率が一番高いところでいきますと、右から9列目の3.5%以下の部分でございます。この欄には76万円との数値があるかと思いますが、これは利率が高い時期、具体的には平成7年度に借入れを行った利率が3.15%のものでございます。なお、この借入分につきましては、令和7年度に償還を終える予定でございます。

次に、この表の下から3行目の「合計」と書いている部分を御覧ください。字が小さく恐縮ですが、この一番左端の数値が令和5年度末の現在高となっております。金額を申し上げますと、204億9,888万9,000円でございます。この横が令和6年度の発行額、すなわち借入額でございますが、先ほど申し上げました8,450万円となっております。それから、その右側が令和6年度に償還をしました元金でございます。26億3,937万8,000円となっております。差引きをいたしますとその右の数値となりますが、179億4,401万1,000円、これが令和6年度の普通会計における市債残高となっております。前年度と比較をいたしますと、記載はしていませんが約26億円の減となっております。

では、続きましてめくって32ページをお開きください。このページにつきましては、消費税率の引上げ分に係る地方消費税交付金の充当状況を示した資料でございます。

消費税率が段階的に引き上げられたことに伴い、その増収分につきましては、用途を明確化し、社会保障施策に充てることとされております。令和6年度の社会保障施策に要した経費は172億5,460万8,000円でしたが、その一部に消費税率の引上げ分である社会保障財源化分の14億6,087万円が充てられたということを示した資料でございます。

次の33ページからは、事務事業の成果説明書となっております。これにつきましては、それぞれの所管で行いました令和6年度の事業内容について簡潔にまとめたものを記載をさせていただきます。総合計画における政策の1から7まで順に記載をさせていただきます。

だいておりますが、この中身についての説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは飛びまして、通知を出しております142ページをお開きいただきたいと思います。このページからは契約の実績となりますが、令和6年度に契約締結をいたしました、一部5年度からまたがるものがございますが、1,000万円以上の契約案件について、土木工事や造園工事など、工事の種別ごとに掲載をさせていただいております。

また飛びますが、通知を出しますが、150ページをお開きください。このページからは財産に関する調書となっております。個々の内容についての説明は省かせていただきますが、公有財産、物品、債権、基金といった財産につきまして、特別会計も含めて掲載をさせていただいております。

最後また飛びますけれども、最後の183ページをお開きください。参考資料ということですが、具体的にはめくって最後のページに令和6年4月1日時点の行政組織機構図を掲載させていただいております。

決算認定資料についての説明は以上となります。またこちらファイルを閉じていただきまして、通知を出しますが、次に、決算審査特別委員会のフォルダにあります「2の健全化比率」のファイルをお開きください。令和6年度筑紫野市一般会計決算審査特別委員会説明資料、健全化判断比率でございます。こちらの2ページを御覧いただきたいと思います。

まずは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要から御説明をさせていただきたいと思っております。この法律は、財政指標の整備とその開示の徹底、財政の早期健全化や再生を図ることを目的に、平成21年4月に全面施行をされております。

健全の度合いを示すイメージとして三つの枠で囲っておりますが、まず、一番左の部分を御覧ください。一番左は健全段階の状態でございます。

健全段階であれば、ここに書いてありますとおり特に問題はございません。ただし、真ん中の財政の早期健全化段階になりますと、3点記載があるかと思いますが、例えば、1点目でございますが、財政健全化計画の策定であったり、外部監査の要求が必要となっております。2点目の実施状況を毎年度議会に報告し公表するといったことも必要となっております。さらに、一番右の財政の再生段階になりますと、1点目になりますが、財政再生計画の策定が必要となっております。ほかにも、飛びまして3点目になりますが、地方債の発行が制限されたり、一番下の点ですが、財政運営が計画に適合しない場合は、予算の変更が勧告されるなどの制限が出てまいります。

では、次に下段の図を見ていただきたいのですが、この法律の中では五つの指標が設けられております。まずは実質赤字比率、次に連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率といった五つの指標が設けられております。それぞれの指標には、いわゆるイエローカードに相当する早期健全化基準と、レッドカードに相当する財政再生基準が定められております。特に真ん中の早期健全化基準につきましては、突然財政が破綻して困らないよう早期対応のために設定されたものであり、これがこの法律の特徴となっております。

続いて、めくって3ページをお開きください。このページは、健全化判断比率における算定の対象を示した資料になっております。表の中ほどに矢印が5本あるかと思いますが、まず、一番左の実質赤字比率についてでございます。この実質赤字比率につきましては、一般会計等、すなわち決算統計上の普通会計が対象となっております。

次に、連結実質赤字比率につきましては、この一般会計等に公営事業会計を加えたものが対象となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、さらに一部事務組合、広域連合を加えたものが対象となってまいります。具体的に申し上げますと、消防組合、清掃施設組合、水道企業団などを加えたものが対象となってまいります。

次に、将来負担比率についてでございます。将来負担比率については、さらに地方公社、第三セクターを加えたものが対象となり、具体的には土地開発公社を加えたものが対象となってまいります。

最後に一番右の資金不足比率についてでございますが、資金不足比率につきましては公営企業会計ごとに算定を行うこととなっております。

続いて4ページをお開きください。このページにつきましては令和6年度の算定結果がどの辺りに位置をしているかというのを視覚的に表したものでございます。この表におきましては、左側が健全な財政状態を表し、右に行けば行くほど悪化した財政状態になることを表しております。

まず、1の実質赤字比率と2の連結実質赤字比率につきましては、赤字は発生しておりませんので算定なしという意味でありますハイフンで表記をさせていただいております。

では次に、3の実質公債費比率についてでございますが、実質公債費比率の算定結果は1.7%となっております。その右を見ていただきますと、早期健全化基準が記載されていると思いますが、早期健全化基準は25.0%でありますので、その基準を大きく下回ってい

る状態となっております。

次に、4の将来負担比率及びその下の資金不足比率につきましては、同様に算定なしという結果となっております。

御覧いただきましたように、算定の結果は全てこの表の左側にありますので、財政健全化法におきましては健全な財政状態に位置している状況でございます。

続いて、めくって5ページをお開きください。このページから次のページにかけて、それぞれ指標の計算式について資料として添付しております。こちらにつきましては、後ほど御確認をいただければと考えております。

ファイルをこちら閉じていただきまして、最後となりますが、「3の個別資料」、通知をいたしました、**「財政課・会計課・収納課」**のファイルをお開きください。

それではこちらの資料のまず2ページをお開きいただきたいと思っております。

まずは、財政計画の進捗状況について御説明をさせていただきます。第4次筑紫野市財政計画におきましては、御覧のとおり①から④まで四つの目標を掲げております。達成状況については、右側の3ページを御覧ください。

まず、①の一般会計において実質収支の黒字を継続するとともに、収支均衡を図るという部分でございます。計画期間は令和6年度からの4年間となります。過去の状況も合わせて記載しておりますけれども、オレンジ色の令和6年度におきましても黒字を継続することができております。

次に、②の実質公債費比率は6.4%以内とするという部分でございます。令和6年度を見ていただきますと、実質公債費比率は1.7%となっており、6.0%以内とすることができました。

次に、③の計画終了時の地方債現在高が230億円以下となるようにするという部分でございます。同様に令和6年度を見ていただきますと179億4,400万円となっておりまして、目標値の230億円以下とすることができております。

最後に④の計画終了時の基金残高が130億円以上となるようにするという部分でございます。同様に令和6年度を見ていただきますと201億7,300万円となっており、目標値の130億円以上とすることができております。

続いて、めくって4ページをお開きください。次は、単独で行う補助事業の一覧でございます。

資料につきましては5ページから8ページにかけて、一覧でまとめさせていただい

ております。それぞれ令和2年度からの状況を掲載させていただいておりますが、8ページの一番下の合計の部分をご覧ください。令和6年度の数値は一番右でございますが、市が単独で行った補助の合計は5億6,495万9,000円となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策に係る補助金につきましては、備考欄に記載をしておりますが、ナンバー60及びナンバー108からナンバー125までが対象となっております。

では、続きまして9ページをお開きください。次は、臨時財政対策債の残高についてでございます。

臨時財政対策債については、平成13年度に制度化をされておりますが、当初から借入れを行ってまいりました。平成13年度の借入額としましては3億9,050万円でしたが、14年度は約8億4,000万、15年度は約17億6,000万と、毎年借入れを行ってまいりましたが、令和4年度から徐々に減少に転じ、令和6年度におきましては初めて借入額がゼロとなっております。下段の括弧書きが年度末の残高となりますが、令和6年度末の残高は125億4,429万7,000円となっております。

この臨時財政対策債につきましては、国の財政事情の悪化により国と地方で折半するというルールが平成13年度につくられ、地方は借金を肩代わりしているという状況が続いております。本来は地方交付税として国が全額負担すべきものでありますので、財政課としても毎年、全国市長会を通じて、この臨時財政対策債を廃止して全額を地方交付税として交付するよう求めているところでございます。

次は、10ページになります。一般会計から特別会計への繰出金についてでございます。

上段に一般会計から特別会計への繰出金の推移、下段に一般会計から公営企業会計への繰出金の推移を掲載をしております。それぞれ令和2年度からの推移を掲載させていただいておりますが、上段の特別会計への繰出金の合計は令和6年度で36億6,686万3,297円となっております。前年度と比較しますと、記載はしてありませんが、約6,000万円の減少となっております。その主な要因としましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、前年度比約1億2,000万円の減少となっておりますが、これは被保険者数の減によるものが主な要因でございます。

では、次に下段の公営企業会計に移りまして、令和6年度における公営企業会計への繰出金につきましては3億8,475万6,000円となっておりますが、これは企業債残高の減少に伴いまして元利償還金も減少しておりますので、前年度比で約1,600万円の減となっております。

る状況でございます。

最後に、右側11ページになります。令和6年度物価高騰対応重点支援臨時交付金関連事業一覧についてでございます。めくっていただきまして、令和6年度におきましては、当初予算に加え、補正予算を6回編成し、生活者や事業者への支援を進めてまいりました。この資料につきましましては、それぞれ事業名称、所管課、内容、決算額などを記載しております。資料上段の市の単独事業としては、15事業を実施しております。

次に、物価高騰対応重点支援臨時交付金以外の国県支出金を活用した補助事業としては1事業、合計16事業を実施してきたところでございます。その合計につきましましては、右下のR6決算額と書いてる部分となりますが、合計で17億2,046万8,000円の事業を実施しております。財源としましてはその右に記載をしておりますが、そのほとんどが国庫支出金を財源として事業を実施してきたところでございます。

次ページ以降の資料につきましましては、この後の会計課、収納課より説明をさせていただきます。

以上で、財政課の令和6年度の決算概要についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（横尾秋洋君） どうも長時間にわたって説明ありがとうございました。今、説明があった中で何か質疑ありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。決算認定資料のほうなんですけれども、決算書の18ページ、ちょっと皆さんに送りました。

さっき説明はあったんですけれども、この上の欄の決算収支の状況の普通会計のところ、単年度収支と実質単年度収支がなぜマイナスになったかの説明はあったんですが、何かここ数年で見ると、両方がマイナスになっている現状が初めてだったので、この実質単年度収支が数年続くとちょっと心配だというふうに見てたものですから、両方がちょっとマイナスになっていることについてのどのように捉えていらっしゃるかというのが1点と、もう一つが30ページ、送ります。30ページの左側になるんですが、借入先が佐賀銀行のところなんです、令和5年のときって何か財政融資資金のほうから率が1.00%で借りてたんですが、佐賀銀行、これが今回一番よかったからこれにしたのか、ちょっとその辺の背景を、2点お尋ねします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） まず、質問いただきました19ページの単年度収支、それから

その4行下になります実質単年度収支、こちらがマイナスになっているんじゃないかというところでございますが、確かに実質単年度収支という部分で見ればマイナスにはなっておりますが、こちらにつきましては、前年度の黒字額を加えたものが実質収支になりますので、単年度収支の一つ上の行の実質収支、こちらが9億6,000万の黒字となっており、これがまた来年の引継ぎになることとなりますので、特に財政上問題はないものと考えております。

同様に、実質単年度収支につきましても、黒字要素の財政調整基金積立、繰上償還、それから赤字要素の財政調整基金への取崩額、それが一時的に表示がされている状況でありますので、特に財政状況については問題なく、この実質収支の欄9億6,000万の黒字というところで判断していただければ差し支えないと考えております。

続いて、2点目の30ページになります。30ページに佐賀銀行での借入れを行っております一般会計出資債5,410万円がございますけれども、こちらにつきましては、国の財政融資資金には一定額の枠がございます、その枠を全てこの上の起債のほうに充てておりますので、民間の佐賀銀行からの借入れを行ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） ラスパイレス指数の状況っていうのはどっか資料ございましたかね。

○委員長（横尾秋洋君） 高木課長。

○財政課長（高木伸泰君） 今回御説明した資料のほうにはラスパイレス指数は載っていないところでございます。ちょっと手元に数値を持っていますので、読み上げをさせていただきます。

令和6年度の数値のほうが出ているかどうか、人事のほうにも確認しておりませんので、令和5年度以前の数値を述べさせていただきます。

令和5年度の数値が99.4%、参考に、令和4年度が101.5%、令和3年度が101.7%となっている状況でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 先ほどの山本委員の質問の続きなんですけれども、国の財政融

資枠が借りれなかったのが民間という話は分かるんですけども、じゃあなぜその佐賀銀行で1.22%になったのかというのが、これはどういう仕組みで決まっていたのか説明いただけたら。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○財政課長（高木伸泰君） こちら、民間の金融機関の選定方法でございますが、いわゆる地方銀行に対しまして入札の通知を行いまして利率の提出をいただいて、最も利率が低かったものを選定して、今回は佐賀銀行とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（横尾秋洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） ちょうど時間となって、財政課に関しても大体終わったようですから、また次いろいろと出てくるかと思っておりますので、午前の部はこれで休会したいと思います。

では、再開を13時といたします。お疲れさまでした。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分
————— . ————— . —————

○委員長（横尾秋洋君） では、時間となりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

基金状況についての審査に移りますが、まずは企画政策部長より御挨拶をいただいて、職員の紹介をしていただいた上で、説明に入っていただきたいと思っております。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。本日は基金、平成26年から令和5年度までの残高、令和6年度基金状況、資金の預金先及び運用状況について会計課のほうから説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。会計管理者兼会計課長の檜木でございます。

○会計管理者兼会計課長（檜木理恵君） よろしく願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 会計課出納担当係長の荒井でございます。

○出納担当係長（荒井健治君） 荒井と申します。よろしく申し上げます。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、説明に入ってください。

○会計管理者兼会計課長（檜木理恵君） それでは、基金平成26年度から令和5年度までの残高及び令和6年度基金状況、資金・預金の預金先及び運用状況一覧についての御説明をいたします。決算審査特別委員会説明資料の個別資料の13ページからになります。

まず、次のページの14ページ、基金年度末残高を御覧ください。平成26年度から令和5年度までの過去10年間の年度ごとの残高を一覧表にしております。

一番右の欄が令和5年度末の残高で、24の基金の合計が194億9,556万2,308円となっております。

続きまして、15ページを御覧ください。

令和6年度基金状況、預金先及び運用状況一覧表について説明いたします。

まずは令和6年度の基金の動きについて、上の表を御覧ください。

左から基金名、令和5年度末残高、利子積立、基金の積立て及び取崩し、令和6年度末残高の順に記載しております。左から2列目、令和5年度末の残高は先ほど説明した資料の令和5年度末と同じ金額ですので、残高は194億9,556万2,308円となっております。

その横の列から順番に、令和6年度中の運用利子の積立ては合計1,395万4,136円、積立ては合計26億7,810万5,204円、取崩しは合計9億5,957万7,785円を行いましたので、令和6年度末残高は合計212億2,804万3,863円となっております。なお、この残高につきましては、出納整理期間中の積立て、取崩しの金額を含んでおります。

基金の運用状況につきましては、左下の基金運用状況を御覧ください。

基金の運用により、合計1,395万5,959円の利子収入がありました。内訳としましては、大口定期として令和6年7月16日から令和7年3月21日まで福岡中央銀行に預け入れを行い、1,019円の利子収入がありました。

その下、次に、債券による運用につきましては、超低金利の金利状況下で定期預金による運用収入が年々減少している状況だったため、安全性の確保をした上で運用収入の向上を図るため、平成30年度から債券による運用を行っております。令和6年度においては、⑬令和6年度第5回福岡県公募公債5年を1億円、⑭福岡県令和6年度第2回20年公募公債を1億円、⑮第377回10年国債を1億円の3銘柄を購入し、運用利子の確保を図っております。債券の運用利子は合計で1,236万6,500円となり、令和5年度と比べて約177万円

の増となりました。

また、令和6年度においては、償還期間が1年以内の短期債券の購入を行っております。一番下の短期債券の欄の①第1220回国庫短期証券、額面18億3,000万円を購入し、償還差益は158万8,440円となっております。

令和6年度の利子の合計額1,395万5,959円は、令和5年度と比べ約332万円増となっております。

一番下の米印、繰替運用についてですが、年間を通して市が行う支払いにおいて、一般会計や特別会計の歳計現金が不足するおそれがある場合に不足する資金を補うために、不足する期間に一時的な借入れを行う必要があります。これを繰替運用と申しますが、繰替運用は、基金から不足する資金の借入れを行いますが、令和6年度においては、繰替運用は行っておりません。

以上が基金の運用状況ですが、先ほど申し上げました利子の合計金額が1,395万5,959円と、先ほど上の表の利子積立ての金額1,395万4,136円に1,823円の差があります。これは、基金のうち奨学基金については運用利子1,823円が発生しておりますが、条例に基づき、奨学資金貸与事業特別会計の予算に計上し、奨学資金貸与事業に関し必要な費用に充てているため、基金への積立てを行っておりません。その分の差が生じているものです。

次に、右側の令和6年度末基金の預金先の状況です。基金の保管については、決済用普通預金への預金として合計189億3,324万2,096円行っております。決済用普通預金は無利息ですが、金融機関が破綻した場合にも預金額が全額保護される預金となっております。債権としては、22億9,480万1,767円を保有しております。

次に、その下の表は、歳計現金運用状況でございます。歳計現金とは、基金以外の市が保有する現金となります。この資金については支払いを行う運転資金となるため運用を行っておらず、資金は決済用普通預金に預金しているため、利子はゼロ円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） 今、基金についての説明がありました。これに対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、ないようですので、課の入替えのため、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

休憩 午後 1 時08分

再開 午後 1 時09分

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

収納状況についての審査に移りますが、まずは市民生活、杉村部長より御挨拶をいただき、職員の紹介をしていただきまして、説明に入っていただきたいと思います。

杉村部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、お疲れさまでございます。市民生活部、杉村です。本委員会において、収納課から収納状況について御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

出席職員が自己紹介をさせていただきます。

○収納課長（倉掛伸夫君） 収納課長の倉掛といたします。よろしくお願いいたします。

○収納担当係長（吉田聡子君） 収納課収納担当係長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（横尾秋洋君） では、説明に入ってください。

倉掛課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） それでは、今お聞きいただいたのが会計課の基金状況のところですので、それを引き続きまして次のページ、別添資料の16ページ以降が収納課の資料になっております。

まず16ページでございます。市税一般会計の収入状況ということで、一般会計全体の収入済額145億2,269万21円ということで、前年度比が2億3,965万4,477円の増収という結果に終わっております。

それ以下、増収減収は科目について御説明をいたしますけれども、ちょうど見開きで右側のページに各税目ごとの調定額と収納額、各税目ごとの一番上が調定額で2番目の枠が収入済額になっておりますので、その辺りで4年度、5年度、6年度で一番右が前年度比というような、前年度と比較した5年度と6年度の比較したのが一番右側の枠に入れさせていただきますので、併せて御覧いただければと思います。

収入の中身でいいますと、増収税目が固定資産税、軽自動車税、入湯税、都市計画税、法人市民税が増収です。減収の税目でございますが、個人市民税、たばこ税が減収でございます。

その下、増収減収の要因ということで、増収の要因は、固定資産税、都市計画税については新增築件数の増加や法人の大型施設や工場建設によるものです。また新築件数も伸びがあります。それとともに流通団地での大型工場の建設というの伸びの要因になっております。

また、軽自動車税は登録台数の増加、入湯税については、大型浴場事業者が料金改定により入湯税の対象になったことによる増加が見られていますということで、これ具体的に言いますと、1,000円未満の入場料であれば入湯税の対象にならなかったものの、1,000円以上の価格設定をされたために入湯税の対象となりましたので、その分入湯税が増になっておるといってございます。

次です。法人市民税については、一部大手企業のプラス申告に加えて新規事業所の設置が影響しておりますということで、これは市内にAmazonの事業所ができたこと、もしくは併せて西鉄さん、プラスの業績が上がっているということで、法人市民税のほうが増の要因ということで代表的なものを載せていただきました。

一方、個人市県民税については、令和6年度では定額減税がっておりますので、定額減税による影響の減収、それとたばこ税については販売本数の減少。健康意識の高まりによってやはりたばこが今、販売件数減しておりますので、それによってたばこ税も減しているという状況でございます。

続きまして、収納率のところでございます。一般会計全体の収納率が97.29%、前年度比0.33ポイント上昇ということで、併せて見ていただいております大きな右の表の一番下の項目が「計」となっておりますが、6年度のところの「計」の下から3番目で97.29%、その一つ右の項目で0.33の上昇ということで記載をさせていただきます。

収納率の関係、収入済額については以上でございます。

続きまして、18ページをお開きいただけたらと思っております。

18ページについては、不納欠損額と収入未済額の金額と理由ということで書かせていただいております。

不納欠損額、各税目ごとに記載をしておりますけれども、令和6年度合計で2,373万6,090円ということで、不納欠損を計上いたしております。

その下のところに記載をしておりますけれども、不納欠損の法的根拠・理由ということで、地方税法15条の第7第4項、執行停止後3年経過したもの、地方税法第15条の7第5項、執行停止をした場合において、限定承認に係るものなど明らかに徴収不能であるもの。

三つ目です。地方税法第18条、時効（5年）経過により消滅したものということで記載をさせていただいております。あくまでも不納欠損というのが、税を徴収する際の最終的な結果ということになります。やはり当初、税を賦課した場合には、それを納めていただいて消滅する、もしくは税の更正、税の中身が変わって、税がゼロになりましたよということでなくなる、もしくはこの不納欠損が最終的になくなる方法、結果となるということでございます。いわゆる債務が消滅するというような状況でございます。

ここで記載をさせていただいておりますこの執行停止という法的要件を下に書かせていただいておりますけれども、その執行停止の要件を満たしたものが3年間経過をすることによって、これは税をもう消滅するというふうなそういう、まず執行停止の過程を経て、最終的にそういう状況が3年間続いて、税が消滅するというような流れになっております。その執行停止の法的要件といたしましては、滞納処分できる財産がないということで、これも同じく地方税法の中に定めがございます。

2番目は、滞納処分によって生活を著しく窮迫するおそれがある、3番目が所在及び財産がともに不明であるというようなことが3年間経過した場合において、税は消滅いたします。ここに書かれております欠損の理由の第3番目の時効5年により消滅したというのが、租税債権は時効が5年を経過すると消滅ということになりますが、この約2,300万円の内訳で言いますと、私どもの執行停止から3年経過して欠損としたものが約1,400万ぐらいで、5年経過をして欠損となったのが約900万円ぐらいということになります。

私どもは5年経過によって欠損になるものを単純時効、単純時効というふうに内部的にはそう言うておりますけれども、そういったものが単純時効とならぬように、しっかりそういったものの財産調査をしながら、後ほどまたお話をさせていただきますけれども、差押えをすると、差押えの効果でこの5年の時効が中断いたします。

差押えはもちろん債権を担保するという目的で差押えを行ったりもしますけれども、その効果としては、5年の時効の中断ということも大きな要因になりますので、その債権についてもしっかり確保するために、財産調査をして差押えを行うというようなこともやっております。ですので、私どもは単純、時効による5年の時効をどれだけ減らせるかというところがやはり課題になってくるかとは思っておりますが、そこをやはりしっかり調査をして減らしていきたいというふうに考えております。

その下の項目です。執行停止となる具体例でございます。これはいろんなところでお話をさせていただいておりますけれども、やはり官公庁とか銀行、生命保険会社、勤務先、それ

どれ給与の支払いとか生命保険ある、ない、銀行の預金、官公庁というのは不動産があるかないかとか、そういったところも調べさせていただいていますが、そういった調査を行うけれども財産が発見できない。

2番目でございますが、事業低迷や低収入、納税する資力がない。括弧書きで入れさせていただいておりますけれども、生活保護及びそれに準ずるような生活実態であるというようなこと、もしくは公的に自己破産をしているなどありますけれども、自己破産という面から申し上げますと、自己破産した場合には、一般的な民事の債権とかは免責の対象にはなりませんけれども、租税債権については免責にはなりません。なりませんけれども、やはり裁判所として自己破産したというのも、イコール執行停止としているわけではございませんけれども、その状況を一つの要素として、市独自でもそれに加えて財産調査、生活実態調査をした後に執行停止を行っているというような運用でございます。

3番目のところですが、実態調査に基づく職権消除や国外転出など、居所・財産ともに判明しないという、もうどこにいらっしゃるかわからない、住民票も消除されて実態がないというようなことで、実態調査に基づいて職権消除されますので、こういった場合にはもう執行停止という処分をさせています。あとは相続人不存在や、全ての相続人で相続放棄というような案件も最近増えてまいりました。

次に、右側の表でございます。収入未済のところでございます。収入未済金額が3億9,800万余というふうになっております。これは、調停された収入が出納閉鎖日、出納閉鎖日になりますので、出納閉鎖日は出納整理期間2か月ありますので、5月31日が出納閉鎖日になります。5月31日以前に収納されなかった税金の額が幾らになるかというようなことを示しております。これが、収入未済額が転じて令和7年度になれば、これが令和7年度の滞納分の調停というふうになりまして、また、そこに徴収、収納等々でまたそれを納めていただくような努力をしていくということになります。

見開きのところの19ページには、不納欠損額の推移と収入未済額の推移を記載させていただいております。不納欠損額もちょっとばらつきがありますけれども、やはり今のところは減少傾向にはあるというふうには考えておりますが、先ほど申し上げたように、この金額については3年間停止をした結果が欠損となってまいりますので、3年前に調査したものが継続してこれだけあったというようなことが大きく結びついてまいりますので、3年前の調査のほうが多ければ多くなるし、少なければ少なくなるというような相関関係にはあるというふうに考えております。

下の項目です。収入未済額の状況でございます。これは右肩下がりというふうに今どんどん減少しておりますけれども、これは転じていえば、新年度分の滞納繰越調定額がどんどん下がっていったような状況ですので、滞納額全体を今、圧縮しているような動きになっているというふうに考えております。

続きまして、20ページをお開きいただければと思っております。20ページ以降が、収納課で具体的にどういった強制執行なり、仕事をしているかというようなことで、差押え件数、内訳と金額、現金化ということで4年度から6年度の金額を金額記述を入れさせていただきます。令和6年度の実績でいいますと、不動産については、この年に不動産を差押えして現金化までいったケースはございませんでした。

もちろん差押え件数は20件というふうには入っておりますけれども、不動産の関係はやはり保全をするというような考え方から、やっぱり高額になっている滞納者の方については、保全という意味で差押えを入れさせていただいているというのが結果として20件あったということになります。

債権のところの預金でございます。793件、4,700万余現金化をしております。

国税還付金8件、国税の還付金は、これは筑紫税務署と協力をいたしまして、確定申告に基づいて、還付金が出そうな方については事前にリストを提出しながら差押えというような、差押えというのは還付金の支払い請求権の差し押さえをさせていただいております。

3番目は給与です。3件で約500万円というところで、これはもちろんお勤めの事業者、勤務先の御協力をいただきながら行っているところでございます。

生命保険についても11件、100万余、その他売掛金というところで書かせていただいておりますけれども、売掛金、いわゆる企業とか個人事業主の方が支払っておる、仕事をして仕事をした先から入ってくる売掛金の支払請求権というのを差し押さえさせていただいて、御本人の手元に入る前にこちらの市のほうに入金をしていただくというようなそういったこともやっています。

最後は92件ということで、動産。件数の割には金額が少ないんですけれども、動産というのも、今、収納課は福岡県と共同で搜索というのをしております。搜索というのは滞納者のお宅にお邪魔しながら、動産、換価してお金にかわるような価値のあるもの、テレビであったり貴金属があることはそんなにはないんですけれども、そういったお金の価値になりそうなものについては差押えをさせていただいて、公売をかけてこういう現金化をしていくということになります。こういった公売も、筑紫地区合同で公売会を予定しております。

して、今年は11月に春日のスポーツセンターで筑紫地区5市合同で公売会をするようにしております。

92件の差押えに対して1万9,000円という少ない額ですけれども、これは差押えをした後に滞納者の方が納税をしていただければ、それはもちろん物もお返しするし、差押えも解除しますけれども、結果として公売会で現金化できたのが1万9,000円であったということになります。

こういった捜索に関しては、どんな方でも捜索を行うわけではございません。いろんな方法で財産の調査をしてもなかなか見つからないとか、御本人に御連絡を取ろうということでもなかなか御連絡がとれないとか、言わば私どもにとって最終手段に近いところで、やはり本人のお宅に最終的には直接行かせていただいて、そういったことをさせていただいております。合計で強制執行、差押えの件数が934件で、約5,700万円の現金化というような結果になっております。

その下のところに滞納者対応方針ということで書かせていただいております。令和6年度の末の滞納者数が3,267件でございます。令和7年5月31日決算時点での件数でございます。もちろん軽自動車税、バイクの分2,000円1件もありますし、固定資産税がそれぞれ二、三十万円、何百万円というようなのも1件ということで、トータルでいうと3,267件ということで件数が出ております。対応方針については、あくまでも納期内納付、年度内、納期内に納めていただくのが基本として納税相談に応じております。年度内納付が困難な案件につきましては、年収、生活費、借入金等の収入を聴取し、納付計画を立てるということで、いわゆる家計を改善しながら、家計で本当に税金を負担する能力があるのか、ないのかということまで見極めをしながら納税者に対応をしております。

現時点において、納税する余力がないという方につきましては、すぐに完納が目指せる計画は立てられませんので、まずは可能額で半年間納めていただいて、また半年後に生活状況を聴取して、またそれが増額できるものなのか、できないものなのか、その時点でまた、相談をしながら、あくまでも私たちのほうは分割納付というふうにさせていただいているのも、納税者、滞納者の方と市との納税の誓約、納付誓約に基づいてそういったものをさせていただいております。

そういった納付計画が守られない場合には、当然、財産調査を行って、差押えというような、やむを得ずそういったことを実施させていただくようになります。その場合につきましても、銀行預金でも、銀行預金に入っている分だけ差押えをするということでは今は

なかなか法的にも認められておりませんので、生活に影響のない範囲内でまず差押えをして、ある意味それで反応していただいて、呼出しではないんですけれども来ていただいて、新たな納税の計画を立てていただくということで差押えを実施しております。

最後のところです。支援が必要と思われる滞納者によっては関係課と連携して対応ということで、今までのケースでいうと、やはり子どもさんの関係とか御夫婦の関係とかいろいろ支援が必要と思われるような、聴取をしていくといろんなことが出てまいりますので、そういったものは関係課と連携して対応をしております。関係課でいいますと、保護課であったり、こども政策課であったとかそういったところも連携して対応をしております。

続いて21ページのところでございます。滞納件数（金額別）と収納対策の実績ということで、先ほどの3,267件を金額別に分けております。100万円未満、3,118件、100万円から300万円が115件、300万円以上というのが34件というふうに分布をされております。

その下のところ、収納対策の実績というところで、具体的に納付相談のほかにもどういったものを行っているのかということで、県と共同で、福岡の県税事務所、筑紫県税事務所特別対策班というのがございますので、そこと一緒に捜索も行いますし、県は県独自で滞納の市県民税については県もそういった滞納整理を共同でやっていただいております。共同整理事案の案件としては182件、徴収額が約7,300万円、完納が23件でございます。

下の高額滞納というところが、上の内数でございます。上の182件の中でも100万円以上の高額滞納者が43件ありまして、納付額が約4,700万円で、完納が4件あったという実績になっております。

そのほかの活動実績としては、県下一斉の徴収強化月間ということで、11月12月には市役所の広報に載せたり、のぼり旗、催告書を送ってみたり、そういった活動を行っております。ファイナンシャルプランナーによる納税相談ということで、相談件数が30件、納付額が217万6,000円ということで、そういった相談も行っております。

このファイナンシャルプランナーに関しましても、こういった家計を改善する事業の一つとして、今、世の中でよく言われてありますのが、いわゆる言い方悪いですが、取立て的な滞納整理ではなくて、生活改善型の滞納整理といった側面も今かなり多くなってきてまいりますので、ファイナンシャルプランナー、これはもう、保険とか預金とか年金のいわゆる資格を持った方について家計診断をしていただきながら、税に関する、税を負担する能力を上げていきながら税を納めていただくというふうな活動でございます。

市の職員に関しましても、ある程度こういった相談に応じられるんですけれども、考え

方としては、よく私どもが納税者の方お話しするのが、病院で病気にかかってもセカンドオピニオンみたいな形で、いわゆる専門家の方に率直に家計を見ていただきながら改善する方法を提案してもらおうというのも一つの方法ということで受けていただく方も結構いらっしゃいます。

また、昨今では、不動産に関してリバースモーゲージとかリースバックとかそういう新たな金融商品が出てまいっておりますので、そういったものに関してもいろいろなアドバイスをもらいながら、滞納者の、これはあくまでも最終的にどういった方法に決めるのかはもうその相談を受けている方の選択に基づいてしていただくんですが、そういった新しい金融商品もあるようなこともお話の中でしていただいております。

次に、口座振替の推進ということで、口座振替は、以前は口座振替の申込書を紙で書いて、銀行に出したり、市役所に出したりして、口座申込をしていただいておりますけれども、今、インターネットで口座の申込みができますので、市役所の収納課の窓口においてもタブレットを備えて、いらっしゃるお客様に関して、その場で口座振替を申込みいただくというようなそういった活動もやっております。

続きまして、市外への出張徴収ということで、6年度については、九州圏内に1班二人ということで出張徴収を実施しております。

最後のところが納付指導員の取組ということで、窓口相談業務。納付指導員が窓口にも私ども2名、会計年度任用職員を配置をしておりますけれども、窓口の相談業務それから徴収業務、この徴収業務に関しましては、基本的には年度内納付、納期内納付、自主納付というようなことをお願いしておりますが、どうしても移動が困難な方、高齢者の方とか交通的に移動が困難な方、そういった方については、そういった形で一部徴収ということで、いわゆる集金業務を一部させていただいております。

あとは訪問催告です。いわゆる郵便ではなくてお宅まで行って催告の文書、これが税金の催告の文書もありますけれども、未申告の方については申告をしてくださいと、申告をしていただくことによりもしかしたらその税額が変更する可能性もあるというようなことで、そういった申告を奨励するような訪問催告も行っております。あとは、当然、文書の催告です。納付指導員のほうで実績として、しております。

続きまして、22ページを開いていただきますと、これが福岡県の徴収特別対策本部、それと、その先ほど申し上げたのが6年度でございますので、4年度から4、5、6の実績を3年間分をも書かせていただいております。この中でいいますと、一定数は福岡県と

共同してまだ100万円以上もそうですし、全体もそうですし、それなりの案件が対象となって収納が上がっておるということで、今後も続けていきたいというふうに考えております。

下のほうも、ファイナンシャルプランナーについてちょっと書かせていただいておりますけども、先ほど申し上げたような状況でございます。しかも、今6月から3月で10回、5枠ということでさせていただいております。

最後の23ページのところでございます。滞納者の分析ということで、科目別滞納の傾向分析でございます。全体的傾向として、納税への意識の欠如や怠慢がある。もちろん意識の欠如というのは知識が足りないということもやはりその中にはあるのかなというふうには考えております。

税目別にいきますと、個人市民税というのが前年度の収入に応じた課税であるため、経済状況の影響を受け、滞納となる傾向があるということで、やはり事業が急激に悪化した場合には、前年度の収入で税金がかかったのが翌年度大きな重荷になっている場合とか、これもよくありますけれども、特別徴収で今まで給与天引きでお支払いをいただいております方が退職して普通徴収になって滞納されるケースとかが多々あるように感じます。

続いて、法人市民税のケースでございますが、税理士に税務申告を任せるケースが多いが、納税を怠ってしまう事業者が多いと書かせていただいておりますけども、法人市民税、もちろん一部上場するような大きな企業もあれば、もちろんお一人で、社員お一人、代表者お一人というような企業もございますので、法人もございますので、その法人の代表者によっては、もちろん1から10まで御自分でされる方もいらっしゃいますし、税理士さんにお任せをされているケースもありますけれども、やはり法人市民税は予定納税があつて確定、予定申告、予定納税、確定申告、確定納税というような流れでやってまいりますので、そういった意識の薄さから、納税申告については税理士にお任せをしておりますけれども、納税についてはついつい怠ってしまわれるというような代表者の方が一部いらっしゃいます。

続きまして、固定資産税と都市計画税でございます、相続人間の相続トラブルということで、これは以前からもあつておりました。それと経済状況の悪化により、当初の計画どおりの住宅ローンの返済が厳しくなる、住宅ローン返済を優先させる傾向にありということで、やはりこういった方も、経済状況が厳しくなると一番先に納付が途絶えてしまうのが税金というような形なのは変わらないのかなと。もちろん生活に必要なお金というのは

最優先に皆さん確保されますし、住宅ローンというふうなことも優先度は高いと思います。そういった中で住宅ローン優先をして、固定資産税というところが納付ができなかったというのケースとして見えるところがございます。

軽自動車税については、車検時に納付する傾向があります。御存じのとおり、車検が2年に1回ですので、今年の納税は今年納めなくても、来年度の車検時にまとめて納めてしまおうというような方もいらっしゃいますので、そういった方についてはなるべく毎年納めていただけるようにしっかり納税の催告を行っているところです。

それと盗難、廃車、所有者変更等の届出を行わないというようなことで、いわゆる4輪の軽自動車ではなかなかそういったことはないんですけど、バイクとか登録が市役所にしかないというような原動機付きのバイクとかそういったものについては、個人間で所有者変更をして、手続が行われてなくて、滞納に結びついているケースというのが多々ございます。そういったものも連絡を取りながら、適正な手続をして、滞納の解消をするようにしております。

最後のところです。いろんなところで執行停止のところと重なる部分はございますけれども、主な滞納原因としては、未就労・低収入等による生活困窮、病気や高齢等による就労困難、非正規の単身世帯などというところで滞納原因。2番目が怠慢・納税意識欠如、3番目が事業不振・倒産、次は居所不明・国外転出、転出入届の未手続、未納のまま出国するというようなケースもございます。

次が、課税に対する不満です。課税に対する不満というのも当然、課税に対する知識がない方がちょっと課税に不満があったりというようなこともありますけれども、そういったものは課税根拠をきちんとお話ししながら御理解していただくように努めております。

最後のところで、その他ということで、納税義務者死亡、相続人不存在、相続協議中、収監中というような御本人と連絡を取るようなことができないようなケースもございますので、そういったものも滞納になってくるというようなケースがございます。

一応、収納課で御用意した資料の説明については以上になります。

○委員長（横尾秋洋君） 収納課より収納状況についての説明がありました。今の説明に対して質疑はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 収納率が高いのかなと思ってみたり、低いのかなとか、どう見ようがないので、近隣の収納率がどれくらいなのかというのと、私はとても報告を聞いてて

感心したのは、取立て型から生活再建型に対応を行っておりますという話があったので、ひょっとしたらそういうのが効果を現して収納率が高くなっているのかなと。あるいは、全体的に、近隣も含めてそういう対応になっていく中で収納率が高くなっているのかなというふうに思っていますので、実際はどうですかという話を聞かせてください。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 収納に関しましては、まだ他市では、まだ、筑紫野市もそうですけれども、決算の議会の真っ最中ではありますが、5市の中でやはり収納対策をしている収納課、納税課なりというところが、情報交換をしておる中でのあくまでも収納率の報告という中でいいますと、筑紫野市が6年度の収入が先ほど申し上げたように97.29%でございます。

春日市につきましては99.38%、高いです。非常に高いです。大野城市につきましては98.60%、太宰府市に関しては97.34%、那珂川市につきましては97.06%というのが市税の収納率というふうになっております。

○委員（上村和男君） 税金を取り立てるといよりは、生活を再建するのの相談役みたいな、最初に発見するところが、ひょっとしたら行政の中ではあなたたちのところかなとも思ったりするんですが、どういう役割を果たしているのかなちゅうね。あんまり、取立てなどということではなくて、そういうことにつながってるというような。生活困窮者が増えてると一般的には言われているので、そういう中で大事な仕事をしているのではないかと。99.何%って、何やってるんだらうというね。危ないなという感じが、この滞納率、すばらしい仕事しとるとやろうな。すばらし過ぎるね。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。今の上村委員に対しての。

○収納課長（倉掛伸夫君） ありがとうございます。これも言い出すと話が長くなってあれなんですけども、短めに。先ほど申し上げたのが、現年度プラス滞納繰越分の収納率でございます、これを5市の中でその年度にかけた税金をその年度にどれだけ取ってるか、あるいは現年度、6年度だけの収納率で申し上げますと、筑紫野市でいいますと99.28%、春日市が99.71%、大野城市が99.44%、太宰府市が99.11%、那珂川市が99.20%というようなところで、こと現年度については私どもはそんなに引けをとっていないような活動はしておるのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 城委員。

○委員（城 健二君） 20ページの差押え件数と内訳金額という形で、この動産の差押え、令和5年度は69件に対して37万2,515円、令和6年度が92件に対して1万9,567円ということになっておりますが、まず、この差押えの何を差し押さえるか、そこ行って商品的に何を差し押さえるのかというのを。これはまず職員さんが選定されているのか、それとも基準がきちっと決まっていて、こういうのは差し押さえないという基準があるのか、それはどうなんすかね。

売れるか売れないかとかそういう形になってくるかもしれないんですけど。そしてその後、それを押収したいいわゆるこれは当然、押収品目録という形で何か書類があると思うんですね。これについて、その後公売にかける、売れました、幾らで売れましたという感じになってくると思うんですね。そういう処理があると思うんですね。いわゆる売れなかった商品はどうなさっているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 確かに69件で30万と92件で1万9,000ではかなり件数と金額が合わないところは一目瞭然だと思います。

69件差押えしているけれども、その中には当然、6年は92件ですけれども、公売の前に御本人さんが税金を納税したケースも含まれてますので、実際に公売会上がった件数ではございません。結果的に公売会上がった件数のうち1万9,000円しか売上げがなかった。どんなものを押えてきているのかというのも、いわゆる私どもの職員が公売会とかにも例年参加してますし、そういった中から、実際に入札、公売会に入札をして、入札のうち一番高い価格の方にお買い求めいただく入札、落札していただくという流れになりますので、そういったところで職員が品を選定しながら、差押え品を選んでいくというふうになります。

そういった目を養ったりするためにも、筑紫地区とかでそういったものの研修会とかも行っておりますし、どういった研修をするのかっていいますと、そういったところに招いた研修の講師が、いわゆるその高山質店の鑑定の方に来ていただいて、どういったものがそういった価値のあるものかというのを伺いしながら、そういったこともやっております。

基本的に、金額を見ていただいて分かるように、その品で税金が充当できるほど、やはり品だけでは税金は充当できるような状態にないという滞納者の方がほとんどでございます。私どもで捜索して差押えするというのは何の効果を狙っているかっていいますと、

どうしても税金を差押えして御自身でお支払いにならなくて、財産も私どもが発見できない場合は、場合によってはその生活実態を見に行く、見に行ったことにより本当にこの人は資力がないんですよというようなことを確認する意味でも搜索をしております。

もちろん搜索というのは皆さん嫌がられますけども、やっぱり税金を滞納しておると、市もこういったこともせざるを得ませんというようなそういった態度を示すという場面にもなっているのかなというふうには考えます。

先ほども調査のところで申し上げましたけれども、銀行の預金とか生命保険とかそういったものはもう、資産があることを調査するよりもこれ資産がありませんというようなことを調査して証明するのが何倍も難しく、やはりどこまで調査をするのかということもありますので、搜索のときにはそういった効果も考えながら搜索をしております。

最後に、搜索をし、公売の結果、入札がなかったものについては、御本人にお返しをします。そういった手続になっております。

以上です。

○委員長（横尾秋洋君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 同じページなんですけれども、売掛等というのがありまして、令和4年、5年なくて、令和6年度7件発生しまして、先ほどの御説明で、支払先から入ってくる支払請求権のほうをということだったんですよね。これって得意先の方に状況が分かってしまうことになるので、商売していく中でちょっとデメリットもあり得るのではないかと心配するんですが、これは市民の方にちゃんと言って、しているということではないんですよね。売掛相手からお金をもらう、直接、市のほうに払ってもらいますよということをお納得した上でされているのか、お尋ねします。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） もちろん御自身で納付計画を立てていただいたり、納付制約のまま納付計画どおり納めていただいた方にはそういった差し押さえ、何の差し押さえでもそうですけども、そういった段階にはいきませんので、もちろんこのままお支払いがないと売掛金も差し押さえの対象になりますよというのは予告します。

○委員長（横尾秋洋君） 一つだけ私も。段下君。

段下委員。

○委員（段下季一郎君） フィナンシャルプランナーの活用事業ということで、成果が上がっているのかなと思ってるのところなんですけども、高額案件以外にも相談の対象を拡大す

るとか全庁的な活用とかいろいろ考えられるのかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○委員長（横尾秋洋君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 当然、高額の方のほうが効果は大きいですし、そういったことがまず一番に目には付くんですけども、今後の滞納者を増やさないという意味合いにおいては、当然ファイナンシャルプランナーについて、優良な納税の方は除外をしまして、今後危なくなってくるよってというような予備軍の方にも予防的な意味からファイナンシャルプランナーをこちらのほうから提案することはございます。

当然、ファイナンシャルプランナーの方に来ていただくこと自体がコストがかかっておりますので、その枠を私どもはなるべく埋めて、効果を発揮しなければいけないので、もしその枠が空いてればそういった方についても広く今後の納税を円滑にさせていただくために御紹介しながら相談を受けていただくというのはやっております。

○委員長（横尾秋洋君） 一つだけ。税務署は各銀行に調査権持ってるんですね。私が口座をどこの銀行にどんだけあるかちゅう調査権を持つとるんやけど、市のほうはそういう権限持つんですか。

課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 私どもは国税徴収法により徴税吏員という身分をいただいております。その徴税吏員は質問検査権がございまして、いわゆる家宅捜索においても事前通告なし、裁判所の令状なしに私どもは捜索ができるという非常に強い権限をいただいておりますので、そういった権限については慎重に行使するようにしております。

○委員長（横尾秋洋君） そうしたら、市役所でも。

○収納課長（倉掛伸夫君） 市役所でも銀行でも生命保険でも。

○委員長（横尾秋洋君） 銀行に誰々さんの口座があるかないかの調査はできるっていうことですね。

○収納課長（倉掛伸夫君） もちろんできます。

○委員長（横尾秋洋君） はい、分かりました。ちゃんと皆さん注意しとかないかんですよ。

ほかないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） じゃあ、収納課のほうはこれで終わります。

ちょうど2時になりましたので、どうですかね、10分間休憩しましょう。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時09分

○委員長（横尾秋洋君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題4の審査資料要求事項の決定についてですが、資料2、令和6年度一般会計決算審査資料要求事項を御覧ください。

これを各会派及び個人議員から提出された資料要求事項について、財政課によるヒアリングを経て取りまとめたものです。

記載のとおり執行部に審査資料の要求を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） ないですね。御異議ありませんので、資料2の内容で執行部に対して審査資料の要求をいたします。執行部の皆さんによりしくお願いいたします。

なお、要求しました資料は、9月9日火曜日の13時にSide Booksに掲載される予定になっております。

次に、議題5の第4回以降の委員会の開始時刻についてですが、第4回以降の委員会の開始時間は全て9時にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（横尾秋洋君） 場所は同じくここ第1委員会室で行いますので、忘れられないように、出席されるようお願いをいたします。

それでは、本日の決算審査特別委員会はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時11分